

はじめに

裏面に連絡先あり

地区防災班員や施設職員が到着しておらず、避難所を開設する場合は、区・行政センター・支所等へ連絡してください。

(連絡がつかない場合は、開設を進めてください。)

避難所開設 初動手順書

あなたが「リーダー」になり、

2人以上が集まったら、この手順書を活用して避難所を開設しましょう。

以下の任務を、集まった人に振り分けます。

別添の「チェックリスト」を渡し、作業を依頼します。

① 施設の安全確認 担当者



施設の安全が
確認された後

② 避難所トイレ 担当者



③ 避難スペース 担当者



「避難所運営マニュアル」による運営に移行してください。

連絡先

		所在地	電話
中央区	区振興課	中央区元城町103-2	457-2210
	東行政センター	中央区流通元町20-3	424-0115
	西行政センター	中央区雄踏1-31-1	597-1112
	舞阪支所	中央区舞阪町舞阪2701-9	592-2111
	南行政センター	中央区江之島町600-1	425-1120
浜名区	区振興課	浜名区貴布祢3000	585-1143
	北行政センター	浜名区細江町気賀305	523-1168
	引佐支所	浜名区引佐町井伊谷616-5	542-1111
	三ヶ日支所	浜名区三ヶ日町三ヶ日500-1	524-1111
天竜区	区振興課	天竜区二俣町二俣481	922-0016
	春野支所	天竜区春野町宮川1467-2	983-0001
	佐久間支所	天竜区佐久間町中部18-11	966-0001
	龍山支所	天竜区龍山町大嶺570-1	966-2111
	水窪支所	天竜区水窪町奥領家2980-1	982-0001

地区防災班員や施設関係者が到着した時は、連絡不要です。

①施設の安全確認 担当者 ※複数人で行ってください。

「施設の安全確認」

- ★ 応急危険度判定が未実施で、判定及び助言を待たずに緊急に施設の安全確認をする必要がある場合に、このチェックリストを活用してください。
- ★ チェックリストで安全と言える状態であっても、ひどい雨漏り、異常な音、短時間での異常な変化が確認された場合は、すぐに施設の使用を中止してください。

1 施設の外観を目視で確認します。

チェック

☐

外観に、危険となるような状態がない。

以下の項目の全てにチェックが入れば、施設の中に入ることができます。

確認日時： 月 日 時 分 確認者：

- ☐ 1 隣接する建物の傾きがなく、避難所に倒れ込む危険性がない。
→傾いているように感じる場合は、施設内に入ることはできません。
- ☐ 2 建物周辺にがけ崩れが生じていない。
- ☐ 3 建物が傾斜していない。
→傾いているように感じる場合は、施設内に入ることはできません。
- ☐ 4 外部の柱や壁にひび割れがない。
→髪の毛程度のひび割れは問題ありません。
- ☐ 5 外壁タイル・モルタルなどが落下していない。落下しそうなものはない。

2 施設の中を部屋ごとに目視で確認します。

チェック

☐

内部に、危険となるような状態がない。

以下の項目の全てにチェックが入れば、その部屋は使用できます。

確認日時： 月 日 時 分 確認者：

- ☐ 1 床が壊れていない。
→少しでも傾きを感じる場合、その部屋は使用できません。
- ☐ 2 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがない。
→髪の毛程度のひび割れは問題ありません。
- ☐ 3 建具やドアが壊れていない。
→ドアが開かない、異常に固い状態の場合、その部屋は使用できません。
- ☐ 4 天井、照明器具が落下していない。落下しそうなものはない。

3 強い余震があった場合、上記 1、2 を再度確認します。

チェック

☐

外観と内部に、危険となるような状態がない。

余震に限らず、避難所の状態に変化があった場合は、施設の確認をしましょう。
少しでも判断に迷う場合は、地区防災班員を通じて、市へ連絡しましょう。

確認日時： 月 日 時 分 確認者：

応急危険度判定

- ◆ 震度 6 弱以上の地震が発生した場合、応急危険度判定士が、避難所の建物の判定を行い、施設の安全性について助言を行います。
- ◆ 施設管理者等又は地区防災班員は、応急危険度判定士の助言を踏まえ、避難所開設の可否を決定します。
- ◆ 応急危険度判定士は、可能な限り駆けつけることとなっていますが、被害の状況によって、たどり着けないことも想定されます。
- ◆ 施設の使用について、少しでも判断に迷う場合は、施設の使用をせず、応急危険判定士による判定を待ってください。

耐震等級と被害の目安

- ◆ 浜松市が所有する公共建築物の耐震性能に係るリストを、市ホームページで公表しています。
- ◆ 各耐震ランクの説明は以下のとおりです。



ランク	東海地震に対する耐震性能
新	新耐震基準で建設された建物。ランク I の耐震性能がある。
I a	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。
I b	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。
II	耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。
III	耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。

②避難所トイレ 担当者 ※複数人で行ってください。

「避難所トイレの確認」

避難所施設のトイレが使えるか、早期にチェックします。
トイレが使えない場合は、携帯トイレを使用するか、チェックリスト「簡易組立トイレの設置」により簡易組立トイレを用意します。

1 施設内トイレの確認

チェック

☐

避難所施設のトイレの状況を確認します。

- * 下記フローチャートをもとに、トイレが使えるか否かを確認します。
- * 破損や水が流れない状態では使用できません。携帯トイレか簡易組立トイレを用意します。
- * 大規模地震時については、トイレ本体は使用可能であっても、配管の損傷がある場合もあるため、施設管理者が業者等を確認するまでは水を流さず、携帯トイレを使用します。

*あてはまる方にチェック

トイレの室内に落下物などの危険がないか

安全 ☐

危険 ☐

便器に破損がなく使用可能な状態か

可能 ☐

不可 ☐

震度 6 弱以上の地震を受けていないか

・ 6 弱未満の地震 ☐

・ 地震以外の災害 ☐

6 弱以上の地震災害 ☐

水が流れるか（断水していないか）

流れる ☐

流れない ☐

便袋を使用して施設のトイレを使用します

施設管理者が業者等に状況の確認依頼

使用許可 ☐

施設の水洗トイレを使用できます

施設のトイレは使用しません

簡易組立トイレを
設置します

大規模地震災害時は 既存のトイレはほとんど使用できなくなります

☆上水道…水道管の破損

☆下水道…下水管の破断

☆電気…停電でトイレを流す水のポンプ機能停止



施設のトイレの破損がなく、水が流れる状態であっても、携帯トイレやゴミ袋等を施設の便座に被せて使用してください。

- * 上下水道、電気の復旧が確認できるまで、水洗トイレとしては使用してはいけません。
- * 使用することで市内全域の水道復旧にも影響がでてきます。
- * 施設、一般家庭のトイレを使用する際は、携帯トイレやビニール袋を便座に被せて使用するようにしてください。
- * ビニール袋を使用する場合、凝固剤や紙おむつ等がない場合は、新聞紙等の活用もできます。
- * 大規模災害時は、食料と同じくらいトイレの確保が必須となります。日ごろから各自で便袋の備蓄をしておきましょう。

《便袋の使用方法》

- 1 携帯トイレを広げ、便器に被せます。
- 2 使用後は、大きなごみ袋にまとめて、紐で縛って指定の場所へ保管します（生活ごみとは別に保管）。

《表示》

- * 施設のトイレを使用しない場合、使用できないことの張り紙をして、使用を制限しましょう。
- * 携帯トイレやマンホールトイレなどの使い方を示した注意事項などの張り紙をして、避難者が快適に使用できるようにしましょう。

「簡易組立トイレの設置」

施設のトイレが使用できないときは、簡易組立トイレを設置します。
簡易組立トイレは、避難所の防災倉庫の中に保管されています。

1 簡易組立トイレの組み立て

チェック

☐

簡易組立トイレを用意します。

- * 簡易組立トイレは防災倉庫に保管されています。
- * 併せて、運搬や組み立てを行う人を複数人確保します。

チェック

☐

設置場所を決めます。

- * 「避難所確認事項」の配置図を参考にします。
- * 組み立ててからの移動はできません。
- * 次のことに留意して設置場所を検討します。
 - ・居住スペースに臭いが届かない位置
 - ・し尿収集車が入り可能な位置
 - ・明るい場所 or 照明用電源が確保できる場所
 - ・男女の場所を離すか、衝立等で仕切ることが望ましい。
 - ・和式より洋式を優先的に設置することが望ましい。
 - ・使用済みの便袋の収集場所を近くに確保できることが望ましい(通常のごみとは分けておく必要がある)。

チェック

☐

トイレを組み立てます。

- * 附属の説明書に沿ってトイレを組み立てます。
- * 必ず複数人で組み立てるようにします。

2 簡易組立トイレの運用

チェック

☐

使用前の準備をします。

- * 防災倉庫の備蓄や、施設から借りるなどして便袋、トイレットペーパーを調達します。
- * 消毒液など、手指衛生の環境を整備します。
- * 夜間の使用のため、照明を用意します。
- * 使用のルールを作成し、周知します。

チェック

☐

トイレの運用を開始します。

- * 手洗い用の水が確保できない場合、最初は、施設の消毒液などを借りて活用します。
- * ペットボトルなど備蓄している飲料水は、飲料用としての活用を優先とし、避難者数から判断して余裕がある場合は、節水しながら手洗いに利用します。

チェック

☐

携帯トイレ（便袋）を使用します。

- * 避難所トイレの確保②「避難所トイレの確認」で判断し、水洗トイレの使用ができない場合に、携帯トイレ（便袋）を使います。

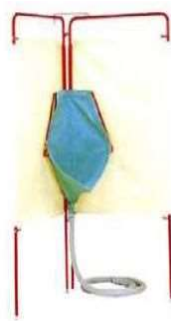
浜松市で備蓄している簡易組立トイレ



和式



沖式



小便用



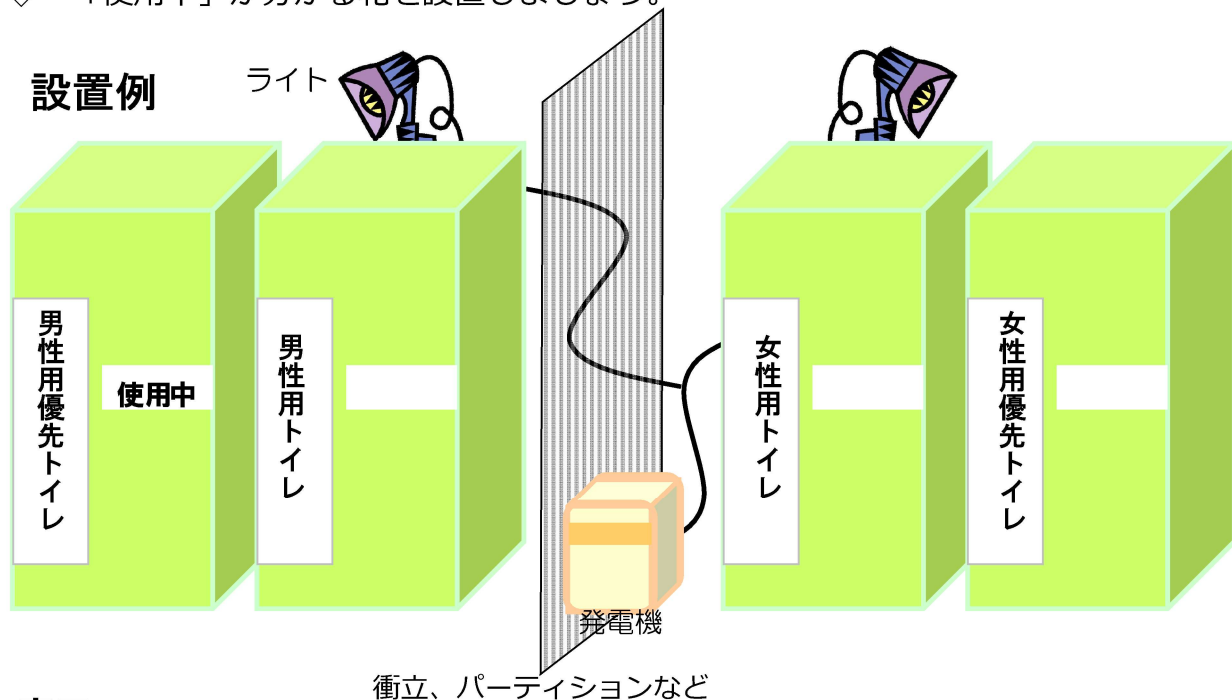
パール缶トイレ

- 要配慮者対応タイプ
- ・便槽タイプ
 - ・トイレ衛生袋対応
 - ・マンホール直結対応



簡易組立トイレの設置のポイント

- ◇ 夜間の利用のため、備蓄品の発電機や投光器を設置し、明かりを確保しましょう。
- ◇ 男女用や、足の不自由な方などの優先トイレなどが分かるように表示しましょう。
- ◇ 設置割合は男女比 1:3 を目標に設置しましょう。
- ◇ 女性用トイレには、誰が入ったか分からないように衝立等を設置しましょう。
- ◇ 「使用中」が分かる札を設置しましょう。



《表示》

- * 施設のトイレを使用しない場合、使用できないことの張り紙をして、使用を制限しましょう。
- * 携帯トイレやマンホールトイレなどの使い方を示した注意事項などの張り紙をして、避難者が快適に使用できるようにしましょう。

「避難スペース(居住)の確保」

避難してから避難所運営委員会設置までの間の最初期に行います。

避難所に必要なスペースを仮配置することが目的です。

- ★ 最初から厳密に決める必要はなく、落ち着いた段階で総務グループのチェックリスト「居住スペースの管理と再配置」で整理します。

1 避難者が入る居住スペースの整理

チェック

☐

避難者のおおむねの人数や属性を把握します。

- * チェックリスト「初期の避難者数の把握」により作成した避難所状況報告書(様式 1)をもとに、地域ごとの避難者数や要配慮者の状況を確認します

チェック

☐

施設内で利用できる部屋を確認します。

- * 事前に「避難所確認事項」で定めた開放区域/非開放区域をもとに、施設管理者等に施設内で利用できる部屋を確認します。
- * 緊急の場合を除き、施設管理者等の許可を得ないまま部屋を使用することは控えます。

チェック

☐

それぞれに必要な居住（避難）スペースの数と大きさを検討します。

- * 次のような分類が想定されますが、避難所の実情に合わせて検討してください。
 - ①地域ごとの避難スペース
 - ・主に自治会(班)単位など、避難者にもわかりやすい単位で分けて考えます。
 - ②地域外の避難者用スペース
 - ・近隣事業所の方や旅行者などのいわゆる帰宅困難者は、滞在期間が短期であるため一つにまとめて考えます。
 - ③要配慮者
 - ・障がい者や妊婦、介護が必要な高齢者などは行動や支援がしやすい位置や大きさを確保できるよう配慮します。
→介護度が高い場合や、共同生活が難しいなど、同じ空間に置くことが難しい場合は、別室に福祉避難室の設置を検討します。

チェック

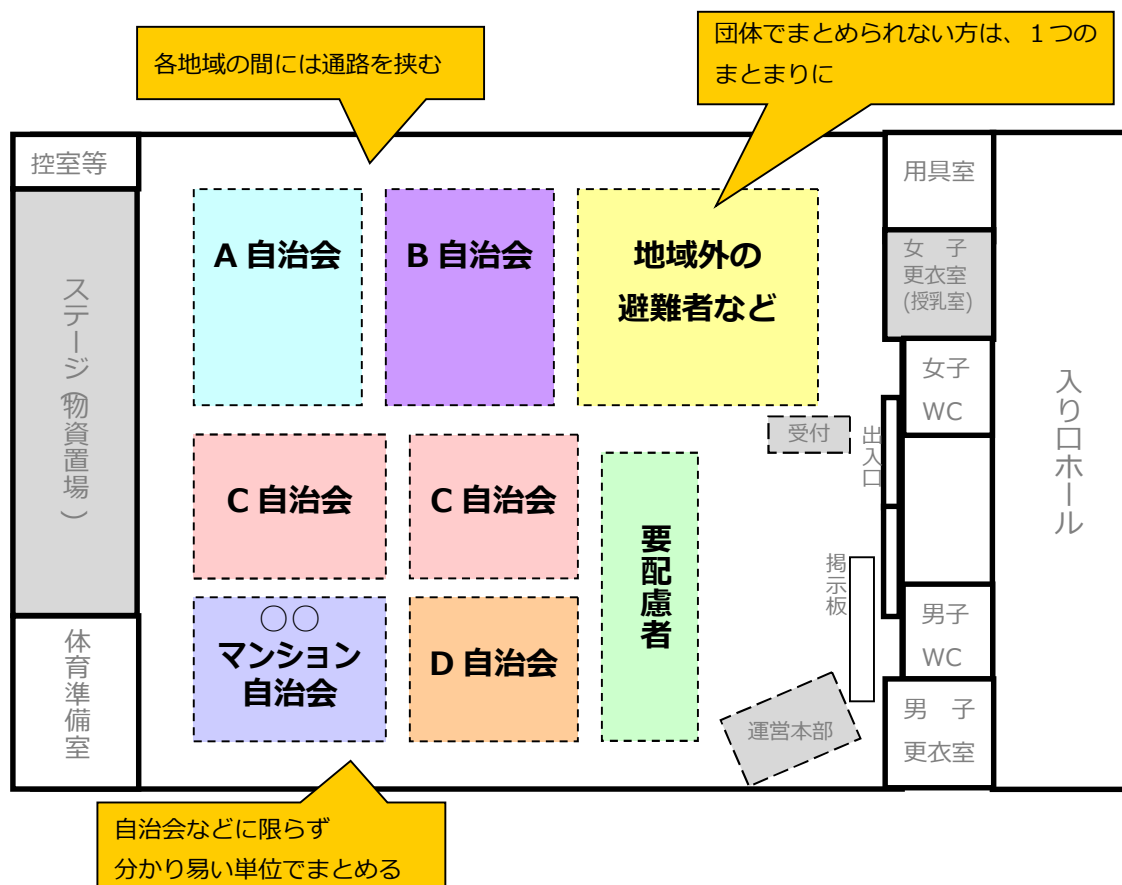
☐

各避難スペースを仮配置します。 ※裏面の「避難所運営初期の空間配置例」を参照

- * 検討結果をもとにスペースを配置します。各スペースの間には通路（2m 幅を基本。避難者数等状況により変更する）を設けるなどして養生テープ等で明確に分けるようにしてください。（テープ等がなければ毛布や荷物等で居住エリアの境界を示す。）
- * 確認用(周知用)に配置図を作って掲出します。(次ページ参照)

初期の居住スペース空間配置の例（体育館）

避難所の運営初期段階では、個別対応は難しいので 1 部屋で対応する。



要配慮者の対応例

★ 他の避難者と同じ場所で支援が可能な場合

- * 足腰が悪い
- * 目が不自由
- * 支援が必要 など

《優先的に環境の良いスペースへ》

- 身動きが楽 トイレに行きやすい
- 運営者がすぐに支援できる など

★ 他の避難者と分けて生活する方が好ましい場合

- * 介護が必要
- * 歩行困難
- * 共同生活ができない など

《教室などの別室（福祉避難室）へ》

- 過ごしやすい・家族が介護しやすい場所
- いざというときに搬送しやすい場所 など

※ただし、教室などを使う場合には、施設管理者等との協議が必要です。
また、事前におおよその場所を決めてあるので必ず「避難所確認事項」を確認しておきます。

「避難スペース(共有)の確保」

避難してから避難所運営委員会設置までの間の最初期に行います。

避難所に必要なスペースを仮配置することが目的です。

- ★ 最初から厳密に決める必要はなく、落ち着いた段階で総務グループのチェックリスト「共有スペースの管理と再配置」で整理します。

1 設置する共有スペースの検討

チェック

☐

避難者を受け入れる上で初期から必要なスペースを検討します。

- * 「避難所確認事項」の配置図を参考にします。
- * 避難所や避難者の状況に応じて、取り急ぎ必要な共有スペースや設備を検討します。スペースの充実は運営委員会設置後の落ち着いた段階で行います。

【初期から必要な共有スペースの例】

- ☐ 避難所入退室の受付
- ☐ 避難所運営の中心となる運営本部
- ☐ 使用可能な水道やトイレ、なければ簡易組立トイレの準備
- ☐ 物資置場及び配布場所（盗難防止のため人目の付きやすい場所を推奨）
- ☐ スマホなどの充電場所
- ☐ 駐車場（物資搬入用、緊急車両用、車中泊用など。区分けが難しければ動線の確保だけでも可）
- ☐ 対象者がいる場合は福祉避難室
- ☐ ペット避難スペース（市の「ペット同行避難マニュアル」に基づき、基本的には飼い主が管理運営します。）

※盲導犬等の補助犬については、避難者と同じ居住スペース(福祉避難室含む)での同伴も可能とするが、他の避難者と分けることが望ましい。

チェック

☐

共有スペースとして使用可能な場所を確認します。

- * 「避難所確認事項」に記載してある開放区/非開放区をベースに、被害の有無等により実際に使用可能な場所、使えない場所を施設管理者等に確認します。
- * 当初予定していた場所が使用できなかった場合は、地区防災班員や施設管理者等と協議しながら配置を検討します。

2 共有スペースの仮設置

チェック

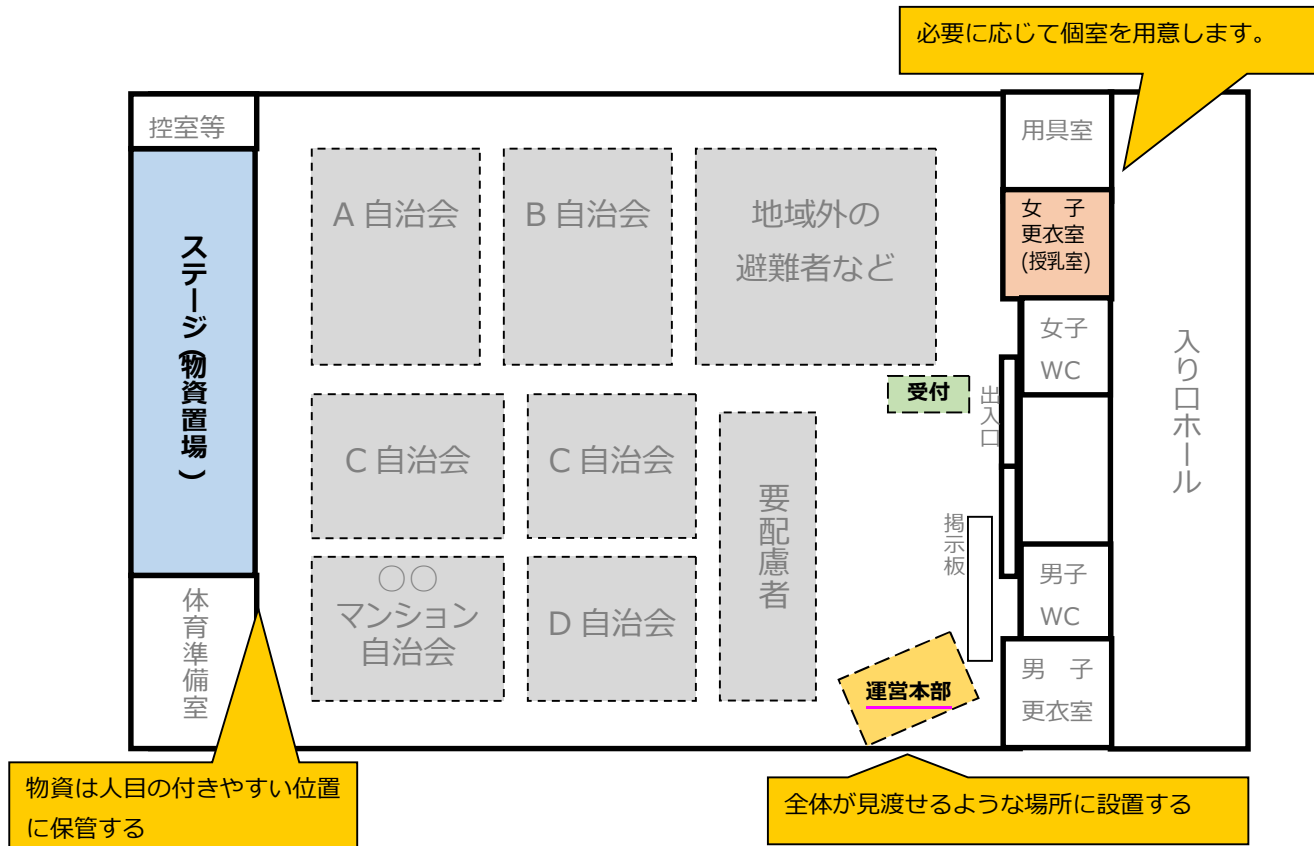
☐

検討した共有スペースを仮に確保します。

- * 検討結果をもとに、共有スペースを配置します。また、簡易な地図を作成、掲示して避難者に周知します。

初期の共有スペース空間配置の例（体育館）

避難所の運営初期段階では、個別対応は難しいので 1 部屋で対応する。



初期の共有スペース空間配置の例（敷地内）

必ず搬入車両や緊急車両の動線を確保しましょう。

